

## 議案第75号関連資料 明石市印鑑条例の一部改正について

### 1 概要

2019年(令和元年)6月「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、成年被後見人の関連する手続きが見直され、その権利の制限に係る規定の適正化が図られました。成年被後見人であることのみを理由に不利益を被らないよう、成年被後見人の印鑑登録を可能にするため、明石市印鑑条例の一部を改正しようとするものです。

### 2 成年被後見人の印鑑登録について

国の法改正により、成年被後見人の人権が尊重され、成年被後見人を資格、職種、業務等から一律に排除する仕組みを改め、各資格等にふさわしい能力があるかどうかについて個別的・実質的な審査を行う仕組みへと見直すとともに、所要の手続きの規定を整備するものとなりました。

これに伴い、総務省の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正され、成年被後見人による印鑑登録については、「法定代理人である成年後見人が同行しており、かつ当該成年被後見人本人による申請があるときは、当該成年被後見人は意思能力を有する者として印鑑登録が可能」となり、実施については、各自治体の判断となっております。

### 3 明石市印鑑条例の改正について

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、成年被後見人が成年被後見人でない者と等しく基本的人権を共有する個人として、その尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきといった法律の制定の趣旨に基づき、成年被後見人の印鑑登録が可能となるよう、適切に事務を行います。

### 4 明石市印鑑条例の主な改正内容について

- (1) 成年被後見人の印鑑を登録することができるようにする。
- (2) 成年被後見人が印鑑の登録等を行うに当たり必要な手続について規定する。

### 5 施行時期

公布の日